

○ 京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例

(昭和54年 1 月12日京都府条例第 1 号)

改正 { 昭和62年 1 月 9 日条例第 1 号 平成17年12月27日条例第57号
平成 3 年 1 月 8 日条例第 1 号 平成18年10月17日条例第36号
平成 9 年 1 月 9 日条例第 2 号 平成22年10月19日条例第32号
平成14年 7 月26日条例第35号 平成26年10月10日条例第48号
平成16年 3 月30日条例第16号 }

(議員の定数)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第 1 項の規定により、京都府議会の議員の定数を60人とする。

(選挙区及び各選挙区の議員の定数)

第 2 条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条の規定により、京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区	選挙区の名 称	選挙区の区域	選挙すべき議員の 数
北	区	京都市北区の区域	3 人
上	京 区	京都市上京区の区域	2 人
左	京 区	京都市左京区の区域	3 人
中	京 区	京都市中京区の区域	3 人
東	山 区	京都市東山区の区域	1 人
山	科 区	京都市山科区の区域	3 人
下	京 区	京都市下京区の区域	2 人
南	区	京都市南区の区域	3 人
右	京 区	京都市右京区の区域	5 人
西	京 区	京都市西京区の区域	3 人
伏	見 区	京都市伏見区の区域	6 人

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき議員の数
福 知 山 市	福知山市の区域	2人
舞 鶴 市	舞鶴市の区域	2人
綾 部 市	綾部市の区域	1人
宇治市及び久世郡	宇治市及び久世郡久御山町の区域	5人
宮津市及び与謝郡	宮津市、与謝郡伊根町 及び与謝郡与謝野町の区域	1人
亀 岡 市	亀岡市の区域	2人
城 陽 市	城陽市の区域	2人
向 日 市	向日市の区域	1人
長岡京市及び乙訓郡	長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域	2人
八 幡 市	八幡市の区域	2人
京田辺市及び綴喜郡	京田辺市、綴喜郡井手町 及び綴喜郡宇治田原町の区域	2人
京 丹 後 市	京丹後市の区域	1人
南丹市及び船井郡	南丹市及び船井郡京丹波町の区域	1人
木津川市及び相楽郡	木津川市、相楽郡笠置町、 相楽郡和束町、相楽郡精華町 及び相楽郡南山城村の区域	2人

附 則（昭和54年条例第1号）

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区議員定数条例(昭和33年京都府条例第19号)は、この条例の施行に伴い廃止する。

(中 略)

附 則（平成26年条例第48号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。